

ヴィオレットケアサポート運営規程

障害サービス

(事業の目的)

第1条 ヴィオレットケアサポート（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規程する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行なうものとする。

2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヴィオレットケアサポート
- (2) 所在地 愛知県一宮市三条字道東4番地1
- (3) 連絡先 電話 0586-63-2560 FAX 0586-63-2562

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 管理者：1名
- サービス提供責任者：4名
- 事務員：2名
- 訪問介護員：常勤換算2.5人以上

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等

の提供に当たる。従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護支援事業等の作成等を行う。

(3) 訪問介護員

訪問介護員は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、つぎのとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く、利用者の要望により休日も対応する。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。但し、利用者の要望があれば時間外も対応する。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施は、一宮市、岐阜県羽島市の区域とする。

但し、通院等乗降介助は、岐阜県羽島市を除きます。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

①身体介護

②家事援助

③通院介助（身体を伴う）

④通院介助（身体を伴わない）

⑤通院等乗降介助（福祉輸送サービス事業）

(2) 重度訪問介護

(3) 移動支援

(4) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 障害程度区分1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害）

(2) 重度訪問介護 18歳以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者

(3) 移動支援 障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者

- (4) 同行援護 視力障害、視野障害、夜盲のいずれかが1点以上、かつ移動障害の点数が1点以上の人

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 第6条の通常の実地地域を超えて行う居宅介護サービス事業においては、交通費を徴収する。

- ① 第6条に記載する実施地域にお住いの利用者につきましては、無料となります。
- ② 第6条に記載する実施地域以外にお住いの利用者につきましては、事業者に対して交通費の実費を支払うものとします。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、支援事業者等へ連絡をいたします。お客様のご自宅に緊急連絡表を作成しサービス提供記録簿と同じ場所に置きます。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規程する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契

約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ヴィオレットケアサポート代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。(社名変更以前の運営規程に順ずる)

改訂 1. 平成 25 年 4 月 1 日 障害者等の範囲に難病等を追加 (障害者総合支援法) による

改定 2. 平成 26 年 4 月 1 日 職務資格変更及び営業時間変更

改定 3. 平成 26 年 6 月 18 日 第 7 条項目、第 8 条利用者から受領する費用の整理

改定 4. 平成 27 年 1 月 1 日 第 4 条 3 号従業者人数変更

改訂 5. 平成 29 年 7 月 3 日 第 4 条 3 号従業員人数変更

改訂 6. 平成 30 年 2 月 1 日 第 4 条人数変更、第 5 条 2 号追記、第 6 条追記、第 7 条第 1 項 1 号
⑤追加

改訂 7. 平成 30 年 2 月 20 日 サ責追加、解任

改訂 8. 平成 30 年 4 月 27 日 サ責追加、再任従業員人数変更

改定 9. 令和元年 7 月 10 日 勤務形態の変更による従業員人数変更

改訂 10. 令和 2 年 4 月 10 日 管理者新任就任により勤務形態の変更

改訂 11. 令和 3 年 6 月 14 日 勤務形態の変更による従業員人数変更

改訂 12. 令和 4 年 3 月 22 日 一宮市条例の改正に伴い見直し。

改訂 13. 令和 6 年 8 月 1 日 一宮市運営指導による内容修正。